

目 次

1	政務調査費執行の基本指針・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1) 実費弁償の原則	
	(2) 使途基準の明確化	
	(3) 透明性の確保	
	(4) 積極的な情報公開	
2	政務調査費の使途基準・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(1) 宇都宮市議会政務調査費の使途基準に関する規程	
	(2) 科目別充当指針	
	(3) 政務調査費が使用できない経費の例示	
3	会計手続き・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(1) 領収書等の証拠書類の整備	
	(2) 会計帳簿等	
	(3) 政務調査実績報告書（研修会参加，先進地調査等）	
	(4) 収支報告書への添付書類	
	(5) 残金等の返還	
4	積極的な情報公開・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	(1) 収支報告書等の閲覧制度	
	(2) ホームページ掲載	
	(3) 個人情報の取扱い	
5	適正な運用の確保・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	(1) 研修会の開催	
	(2) 監査担当者の設置	

《参考》 「政務調査費に関する条例規則等」
「様式及び記載例」（別添）

1 政務調査費執行の基本指針

(1) 実費弁償の原則

- ・政務調査費は、宇都宮市議会議員の調査研究に資するため、会派の調査研究活動に要する経費の実費を充当する。ただし、調査研究のために要した旅費は、宇都宮市議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づき算出した金額を充当するものとする。

(2) 使途基準の明確化

- ・政務調査費の具体的な使途を明確化するため、新たに「科目別充当指針」を定め、充当を可とするもの、不可とするものを明示する。
- ・各会派が統一的な運用ができるよう、「政務調査費取扱いマニュアル」を定める。

(3) 透明性の確保

- ・政務調査費執行の透明性を確保するため、各会派は、議長に提出する収支報告書に領収書等の証拠書類、使用した金額の明細書及び実績報告書を添付する。
- ・市民に対してわかりやすい運用とするため、電話料金や自動車の燃料代など、政務調査活動と議員個人活動が混在している場合で、個々の活動実態により判断が難しく、市民にわかりにくいものには、充当しないこととする。按分して充当することも不可とする。

(4) 積極的な情報公開

- ・政務調査費の執行状況を、市民に対して積極的に情報を公開するため、議長に提出された収支報告書、明細書及び実績報告書は、情報公開条例による手続きを経ることなく、閲覧できる制度を設ける。
- ・市議会のホームページで、各会派の政務調査費の執行状況及び収支報告書を公開する。
- ・政務調査費の公開においては、個人情報の保護に十分配慮するものとし、個人情報の取扱いについては、宇都宮市情報公開条例の例による。

2 政務調査費の使途基準

(1) 宇都宮市議会政務調査費の使途基準に関する規程

平成13年4月1日

議会告示第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮市議会政務調査費の交付等に関する条例（平成13年条例第6号）第6条に基づき、政務調査費の使途基準について、必要な事項を定めるものとする。

(使途基準)

第2条 政務調査費の使途基準は、別表のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる経費については使用できないものとする。

- (1) 交際的な経費（慶弔，餞別，病氣見舞金等）
- (2) 福利厚生に関する経費（レクリエーション経費等）
- (3) 選挙活動に関する経費
- (4) 政党活動に関する経費（党費，党大会参加費等）
- (5) その他議員個人の活動に関する経費（議員個人の活動広報紙作成費等）

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成20年議会告示第1号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年議会告示第1号）

この規程は、平成22年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

科 目	内 容
研 究 研 修 費	会派が研究会，研修会等を開催するために必要な経費 会派が他の団体の開催する研究会，研修会等に所属議員等を派遣するために要する経費 (会場費，講師謝金，出席者負担金，会費，旅費等)
調 査 活 動 費	会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (旅費等)
資 料 作 成 費	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本費，翻訳料等)
資 料 購 入 費	会派が行う調査研究活動のために必要な図書，資料等の購入に要する経費 (図書購入費，資料購入費)
広 報 広 聴 費	会派が調査研究活動，議会活動及び市の政策について市民に報告し，PRするために要する経費並びに会派が市民からの市政及び会派の政策等に対する要望，意見を聴取するための会議等に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費，送料，会場費，茶菓子代等)
人 件 費	会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費 (賃金，交通費等)
事 務 費	会派が行う調査研究活動のために必要な事務に要する経費 会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費 (消耗品費，事務機器購入費，リース代，通信費，維持管理費等)
その他の経費	上記以外の経費で，会派が行う調査研究活動に必要な経費

備考1 旅費は，宇都宮市議会議員の報酬，費用弁償等に関する条例（昭和42年条例第6号）の規定を準用して算出した額を基準とする。

2 議長は，別表の解釈について疑義が生じることのないよう，必要に応じて科目別の充当指針を定めることができる。

(2) 科目別充当指針

科目別充当指針

平成20年2月29日議長決定
平成22年4月1日適用

宇都宮市議会政務調査費の使途基準に関する規程別表備考第2に基づき、次のとおり科目別充当指針を定める。この指針に従い、各会派は、政務調査費を適正に執行するものとする。

研究研修費

〔内容〕

- ・ 会派が研究会、研修会等を開催するために必要な経費
- ・ 会派が他の団体の開催する研究会、研修会等に所属議員を派遣するために要する経費

〔充当指針〕

(1)旅費の取扱い

- ・ 旅費については、市旅費条例に基づき算定した額とする。
ただし、近県自治体（水戸市・つくば市等）での研究会、研修会等において、私有車を利用することが、会派において合理的であると判断した場合のみ、走行距離にキロ単価（25円/km）を乗じた旅費を支給する。
- ・ 訪問先の市内間移動のバス、電車等は日当で対応するが、日当の2分の1を超える額は充当を可とする。
- ・ タクシーは、他に交通手段がないなど特に必要がある場合に利用を可能とし、基本的に日当で対応するが、日当の2分の1を超える額は充当を可とする。

(2)参加費の取扱い

- ・ 研究会、研修会等への参加費（会費）については、会費が明確に定められ、その金額が社会通念上妥当な場合に充当できるものとする。また、参加費への充当額は、宿泊を伴う会議など特別な場合を除き30,000円を上限とする。

(3)充当を可とする経費

- ① 旅費（市の基準で算出した額（宿泊費－14,800円））
- ② 訪問先の市内間移動のバス代、電車代等で1人1,500円を超える額。また、特に必要がある場合のタクシー代で、1人1,500円を超える額（端数切捨）
- ③ 高速道路、有料道路料金、駐車場料金（会派が調査研究のため必要と認めたものに限る。市内及び市外も可）
- ④ 研究会、研修会等への参加費（宿泊を伴う会議等を除き、30,000円以内）
- ⑤ 会派が研究会等を開催するための会場費、講師謝金
- ⑥ 調査研究にかかる資料作成に要する経費
- ⑦ 識者との意見交換会や懇談会に要する茶菓子代、昼食代

(4)充当を不可とする経費

- ① 自家用車の燃料代
- ② 飲食を主たる目的とする懇談会・懇親会に要する経費
- ③ 飲酒を伴う懇親会・懇談会に要する経費
- ④ 会派内の会議や打合わせの際の昼食代
- ⑤ 会派内や議員間での懇談、懇親を目的とした会合に要する経費
- ⑥ 議会内の親睦団体の経費
- ⑦ 海外視察旅費
- ⑧ 観光を目的とする旅費

調査活動費

〔内容〕

- ・ 会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査, 又は現地調査に要する経費

〔充当指針〕

(1)旅費の取扱い

- ※ 研究研修費に同じ

(2)充当を可とする経費

- ①政策立案のためのコンサルタント委託等に要する経費

- ※ 研究研修費に同じ

(3)充当を不可とする経費

- ※ 研究研修費に同じ

資料作成費

〔内容〕

- ・ 会派が行う調査研究活動に必要な資料作成に要する経費

(1)充当を可とする経費

- ① 資料作成に必要な印刷製本費, 翻訳料
- ② 調査研究のための必要な資料作成費
- ③ 資料作成に必要な消耗品費

(2)充当を不可とする経費

- ① 選挙運動の資料作成に要する経費
- ② 政党活動用の資料作成に要する経費
- ③ 後援会活動の資料作成に要する経費

資料購入費

〔内容〕

- ・ 会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

〔充当指針〕

(1)資料購入費の取扱い

- ・ 図書や資料等の購入は、会派が調査研究のため使用するものに限る。

(2)充当を可とする経費

- ① 会派控室用新聞代（スポーツ紙や娯楽紙は不可）
- ② 法令等に関する図書の購入費
- ③ 会派用の住宅地図や県職員録などの資料購入費
- ④ その他会派が行う調査研究活動に必要な資料購入費

(3)充当を不可とする経費

- ① 自宅用の新聞代
- ② 選挙活動や政党活動に使用する資料等の購入費
- ③ 議員が所属する政党の機関紙等の購入費
- ④ 週刊誌や漫画など調査研究活動に関連しない雑誌等の購入費
- ⑤ その他調査研究に適さない図書、雑誌等の購入費

広報広聴費

〔内容〕

- ・ 会派が調査研究活動、議会活動及び市の政策について、市民に報告するために要する費用
- ・ 会派が市政及び会派の政策等に対する要望、意見を市民から聞くための会議等に要する経費

〔充当指針〕

(1)広報広聴費の取扱い

- ・ 広報広聴費は、会派が行う広報広聴活動の経費に限る。
- ・ 議員個人の活動の広報紙や後援会と共同発行する広報紙等には充当しない。按分して充当することも不可とする。
- ・ 広報紙やホームページは、会派に限る。（1人会派の充当を可とする。ただし、他の会派との公平性を図るため、議員名等個人を特定する表現はできないものとする。）

(2)充当を可とする経費

- ① 会派広報紙や会派ホームページに要する経費
- ② 広報広聴のための資料作成に要する印刷製本費
- ③ 会派の市政報告会や広聴会開催の会場借上費
- ④ 広報広聴のための会議等における茶菓子代

(3)充当を不可とする経費

- ① 政党活動に要する費用
- ② 後援会活動など、議員個人の活動に要する費用
- ③ 街頭演説に要する費用
- ④ 議員個人のホームページに要する費用

人 件 費

〔内容〕

- ・ 会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費

〔充当指針〕

(1)人件費の取扱い

- ・ 人件費は、調査研究活動業務に専任する者に限り、充当を可とする。
- ・ 会派の一般事務や会計事務を補助する者へは充当しない。一般事務や会計事務と兼務する場合に按分して充当することも不可とする。
- ・ 議員の家族や親族には充当しない。

(2)充当を可とする経費

- ① 調査研究活動にかかる臨時職員の賃金、通勤手当等（アンケート調査、街頭調査など）
- ② 研修会参加や視察調査先等の検討のための資料作成や報告書作成を補助する者の人件費

(3)充当を不可とする経費

- ① 議員家族、親族への充当
- ② 調査研究活動業務に専任する者以外への充当
- ③ 会派の一般事務を補助する者の人件費
- ④ 会派の政務調査費や諸経費の会計事務を補助する者の人件費

事 務 費

〔内容〕

- ・ 会派が行う調査研究活動のために必要な事務に要する経費
- ・ 会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費

〔充当指針〕

(1)事務費の取扱い

- ・ 事務所に要する経費は、市庁舎議会棟会派控室の経費に限る。個人の事務所や自宅用の経費には充当しない。
- ・ 消耗品、備品等は、会派が購入し使用するものに限るものとし、自宅用のパソコン、電話、個人携帯電話、消耗品には充当しない。ただし、会派が個人に専有して使用させることは可とする。

(2)充当を可とする経費

- ① 消耗品費（文房具、コピー用紙等）
- ② 備品購入費（会派控室のパソコン、ファックス、プリンタ、デジタルカメラ等）
- ③ 事務機器賃借料（会派控室のコピー機、ファックス等）
- ④ 通信費（会派控室のインターネット接続料、テレビ使用料）

(3)充当を不可とする経費

- ① 個人事務所等の賃借料や維持管理経費（光熱水費等）
- ② 自宅用の消耗品購入費
- ③ 自宅用のパソコン等備品購入費
- ④ 自宅用電話料金、個人用携帯電話料金

(3) 政務調査費が使用できない経費の例示

宇都宮市議会政務調査費の使途基準に関する規程第2条各号に定める、「政務調査に使用できない経費」の具体的な例示は、次のとおりとする。

区 分	使用できない経費（例示）
(1) 交際的な経費	①香典,祝金,寸志など慶弔や冠婚葬祭,祝賀会出席に要する経費 ②病氣見舞い,餞別,中元,歳暮,年賀状等の儀礼に要する経費 ③檀家総代会,地域の祭事等の宗教活動に要する経費 ④議員が他の団体の役職を兼ね,その団体の理事会や役員会,総会等への出席に要する経費
(2) 福利厚生に関する経費	①観光,レクリエーション,私的な旅行等に要する経費 ②親睦会や飲食を目的とした会合,レクリエーション大会等に要する経費
(3) 選挙活動に関する経費	①選挙運動及び選挙活動に要する経費 ②国政選挙等の支援活動,選挙関係資料作成等に要する経費
(4) 政党活動に関する経費	①党大会への出席に要する経費,党大会賛助金等に要する経費 ②政党にかかる県連活動に要する経費 ③政党の広報紙,パンフレット,宣伝等の印刷発送等に要する経費 ④政党組織事務所の設置や維持管理に要する経費（人件費を含む）
(5) その他議員個人の活動に関する経費	①市内や地域の諸団体の会議,会食等の出席に要する経費 ②起工式や竣工式等への出席に要する経費 ③自動車の購入や維持管理に要する経費 ④事務所の購入や維持管理に要する経費 ⑤公職選挙法に規定する寄付禁止など,法令の制限に抵触する経費 ⑥調査研究活動に直接必要としない備品や消耗品等の購入に要する経費（冷蔵庫,美術品,衣服等）

3 会計手続き

(1) 領収書等の証拠書類の整備

- ・各会派は、支出を証明する書類として、領収書、レシート、受領書、振込受領書、その他これらに代わる書類を徴するものとする。
- ・会派の経理責任者は、何らかの理由によりやむを得ず、領収書等を取得できない場合にあっては、会派の代表者が支払を証明する「政務調査費支出証明書」の作成をもってこれを代えることができる。
- ・交通費等市の旅費条例に基づき算定した経費については、「政務調査費旅費等計算書」を添付する。

(2) 会計帳簿等

- ・各会派は、年度ごとに次の会計帳簿を整備し、5年間保管する。
 - ア 政務調査費収入支出記入簿
 - イ 政務調査費科目別明細書
 - ウ 領収書等の写し
 - エ 政務調査実績報告書

(3) 政務調査実績報告書（研修会参加、先進地調査等）

- ・会派は、研究研修費及び調査活動費において、他の団体の開催する研究会、研修会等への所属議員等の派遣、先進地調査又は現地調査等を行ったときは、「政務調査実績報告書」を作成しなければならない。

(4) 収支報告書への添付書類

- ・各会派は、年度末の精算時に議長あて提出する収支報告書に、次の書類を添付する。
 - ア 領収書の原本
 - イ 政務調査費収入支出記入簿
 - ウ 政務調査費科目別明細書
 - エ 政務調査実績報告書

(5) 残金の返還

- ・各会派は、交付された政務調査費に残金が生じた場合は、精算の上、市に返還する。また、残金を超える支出には充当しないこととする。
- ・議長に提出された収支報告書の内容を確認した結果、使途基準に該当しない経費が含まれていた場合は、各会派は、収支報告書を修正の上、該当金額を市に返還するものとする。
- ・各会派は、政務調査費の保管中に預金利子が生じた場合は、預金利子分を市に返還する。

4 積極的な情報公開

(1) 収支報告書等の閲覧制度

- ・市民に対して政務調査費の執行状況を積極的に情報公開するため、議長に提出された収支報告書、明細書及び実績報告書は、情報公開条例による手続きを経ることなく、市民が閲覧できる制度を設ける。

(2) ホームページ掲載

- ・市議会のホームページにおいて、各会派の政務調査費の執行状況及び収支報告書を公開する。

(3) 個人情報の取扱い

- ・政務調査費の公開においては、個人情報の保護に十分配慮するものとし、取扱いについては、宇都宮市情報公開条例の例によるものとする。

5 適正な運用の確保

(1) 研修会の開催

- ・議長は、使途基準に基づく適正な執行を確保するため、各会派の経理責任者、監査担当者を対象とした研修会を開催する。

(2) 監査担当者の設置

- ・適正な運用を確保するため、2人以上の会派は、政務調査費執行の会計処理を監査する監査担当者を置く。

政務調査費に関する条例規則等

- ◎ 地方自治法（抜粋）
- ◎ 宇都宮市議会政務調査費の交付等に関する条例
- ◎ 宇都宮市議会政務調査費の交付等に関する条例施行規則
- ◎ 宇都宮市議会政務調査費の使途基準に関する規程

地方自治法（抜粋）

第100条

〔中略〕

- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

宇都宮市議会政務調査費の交付等に関する条例

平成13年3月23日

条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項及び第15項の規定に基づき、政務調査費の交付並びに政務調査費に係る収入及び支出の報告について、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 政務調査費の交付の対象は、宇都宮市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)とする。

(交付の額)

第3条 政務調査費の額は、毎月1日(以下「基準日」という。)の会派の所属議員数に、1月につき100,000円(以下「基準額」という。)を乗じて得た額とする。

2 新たに会派が結成された場合における当該結成の日の属する月については、前項の交付額の対象となる月数に算入しないものとする。ただし、その日が基準日に該当する場合は、この限りでない。

3 議会又は会派の解散の日が基準日に当たる場合における当該解散の日の属する月については、第1項の交付額の対象となる月数に算入しないものとする。

4 基準日において会派の所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、又は会派から脱会した場合には、その議員を当該月の基準日における所属議員数に含めないものとする。

(交付の方法)

第4条 政務調査費の交付は、上半期(4月1日から9月30日までの期間をいう。以下同じ。)及び下半期(10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。)に区分して行うものとする。

2 前項の場合において、支給される金額は、半期ごとに交付の該当となる最初の月の基準日の所属議員数に基準額を乗じた額に対し、半期のうちの交付該当月数(半期の途中において議員の任期が満了する場合は、当該任期が満了する月までの月数)を乗じて得た金額(以下「算定額」という。)とする。

3 政務調査費は、上半期及び下半期のそれぞれの最初の月の15日(その日が宇都宮市の休日を定める条例(平成元年条例第4号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の前日。以下この項において同じ。)に算定額を交付するものとする。ただし、新たな会派が上半期又は下半期のいずれかの月の基準日に結成されたときは当該月の、それ以外の日に結成されたときは当該結成の日の属する月の翌月の15日に算定額を交付するものとする。

(会派の所属議員数に異動が生じた場合の措置)

第5条 算定額の交付を受けた後において、会派の所属議員数に異動が生じた場合で、異動後の交付該当月数分について、異動後の所属議員数に基づき算定し

たときの当該金額が算定額を上回るときは、その会派は、前条第3項の期日までに当該差額の交付を受けることができる。

- 2 算定額の交付を受けた後において、会派の所属議員数に異動(議会又は会派の解散を含む。以下この項において同じ。)が生じた場合で、異動後の交付該当月数分について、異動後の所属議員数に基づき算定したときの当該金額が算定額を下回るときは、その会派の代表者(解散の場合は代表者であった者)は、異動が生じた月の翌月(その日が基準日に当たる場合は当該月)の15日までに、当該差額を市長に返還しなければならない。

(使途基準)

第6条 会派は、政務調査費を議長が別に定める使途基準に従い使用するものとし、市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものにこれを充ててはならない。

(経理責任者)

第7条 会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

- 2 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は、領収書その他の証拠書類(以下「領収証書等」という。)を整理し、政務調査費の支出について会計帳簿を調製しなければならない。

(収支報告書)

第8条 政務調査費の交付を受けた会派の代表者は、当該年度に交付を受けた政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、領収証書等を添えて、当該年度の終了後1月以内に議長に提出しなければならない。

- 2 議会若しくは政務調査費の交付を受けた会派の解散又は議員の任期満了の場合は、その会派の代表者であった者は、当該年度の初日から解散の日又は任期満了の日までに交付を受けた政務調査費に係る収支報告書を作成し、当該解散の日又は任期満了の日から1月以内に議長に提出しなければならない。

- 3 議長は、前2項の規定により収支報告書が提出された場合は、その写しを速やかに市長に送付しなければならない。

(政務調査費の返還)

第9条 前条の収支報告書を提出した場合において、交付を受けた政務調査費に残額があるときは、同条第1項の代表者又は同条第2項の代表者であった者は、速やかに当該残額を市長に返還しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第10条 議長は、第8条の規定により提出された収支報告書及び領収証書等を同条の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務調査費の会計帳簿を前項に規定する期間保存しなければならない。

- 3 議長は、第1項の規定に基づき保存している収支報告書を市民の閲覧に供するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年6月21日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年12月21日条例第96号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇都宮市議会政務調査費の交付等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費から適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月1日条例第1号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

宇都宮市議会政務調査費の交付等に関する条例施行規則

平成13年3月23日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市議会政務調査費の交付等に関する条例(平成13年条例第6号)第11条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者は、政務調査費交付申請書を上半期の最初の月の5日までに、議長を経由して市長に提出しなければならない。

2 新たに会派を結成したときは、会派の代表者は、その日から5日以内に会派の代表者及び経理責任者の氏名その他必要な事項を記載した政務調査費会派結成届を、議長を経由して市長に提出しなければならない。この場合において、政務調査費の交付を受けようとするときは、政務調査費交付申請書を併せて、議長を経由して市長に提出しなければならない。

3 会派に異動を生じたときは、会派の代表者は、その日から5日以内に政務調査費会派異動届及び政務調査費交付変更申請書を、議長を経由して市長に提出しなければならない。

4 会派を解散したときは、会派の代表者であった者は、速やかに政務調査費会派解散届を、議長を経由して市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、政務調査費の交付額を決定し、政務調査費交付決定通知書を、議長を経由して当該会派の代表者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた会派の代表者は、条例第4条第3項に規程する政務調査費が交付される日の7日前までに、政務調査費交付請求書を、議長を経由して市長に提出しなければならない。

(様式)

第4条 この規則に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成20年2月27日規則第110号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

宇都宮市議会政務調査費の使途基準に関する規程

平成13年4月1日

議会告示第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮市議会政務調査費の交付等に関する条例（平成13年条例第6号）第6条に基づき、政務調査費の使途基準について、必要な事項を定めるものとする。

(使途基準)

第2条 政務調査費の使途基準は、別表のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる経費については使用できないものとする。

- (1) 交際的な経費（慶弔，餞別，病氣見舞金等）
- (2) 福利厚生に関する経費（レクリエーション経費等）
- (3) 選挙活動に関する経費
- (4) 政党活動に関する経費（党費，党大会参加費等）
- (5) その他議員個人の活動に関する経費（議員個人の活動広報紙作成費等）

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成20年議会告示第1号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年議会告示第1号）

この規程は、平成22年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

科 目	内 容
研究研修費	会派が研究会，研修会等を開催するために必要な経費 会派が他の団体の開催する研究会，研修会等に所属議員等を派遣するために要する経費 (会場費，講師謝金，出席者負担金，会費，旅費等)
調査活動費	会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (旅費等)
資料作成費	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本費，翻訳料等)
資料購入費	会派が行う調査研究活動のために必要な図書，資料等の購入に要する経費 (図書購入費，資料購入費)
広報広聴費	会派が調査研究活動，議会活動及び市の政策について市民に報告し，PRするために要する経費並びに会派が市民からの市政及び会派の政策等に対する要望，意見を聴取するための会議等に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費，送料，会場費，茶菓子代等)
人件費	会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費 (賃金，交通費等)
事務費	会派が行う調査研究活動のために必要な事務に要する経費 会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費 (消耗品費，事務機器購入費，リース代，通信費，維持管理費等)
その他の経費	上記以外の経費で，会派が行う調査研究活動に必要な経費

備考1 旅費は，宇都宮市議会議員の報酬，費用弁償等に関する条例（昭和42年条例第6号）の規定を準用して算出した額を基準とする。

2 議長は，別表の解釈について疑義が生じることのないよう，必要に応じて科目別の充当指針を定めることができる。